

「平成29年度中小企業診断士1次試験」 経営法務 法改正対応のご案内

法改正に対応するため、以下の通り法改正対応をしております。

■ H29～R03 1次科目別過去問題集経営法務 (NU22217/NU22214)

■ 平成29年度診断士1次試験解答解説集 (NU18128)

更新日	訂正箇所	改正前	改正後
23.2.7	解説 第7問 解答	ア 適切である。記述の通りである。意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、設定の登録の日から20年をもって終了する（意匠法21条1項）。	<u>ア 適切でない。意匠権（関連意匠の意匠権を除く。）の存続期間は、意匠登録出願の日から25年をもって終了する（意匠法21条1項）。</u>
		関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から20年をもって終了する（同条2項）。	<u>関連意匠の意匠権の存続期間は、その基礎意匠の意匠登録出願の日から25年をもって終了する（同条2項）。</u>
		正解肢 ア	正解肢 なし
2.7	解説 第12問 解答	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり（著作権法51条1項）、原則として、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する（同条2項）。	著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり（著作権法51条1項）、原則として、著作者の死後70年を経過するまでの間、存続する（同条2項）。以降の50年はすべて70年となる。
		ここから50年後の2020年12月31日で保護期間が満了することになる。	ここから70年後の2040年12月31日で保護期間が満了することになる。
		正解肢 イ	正解肢 なし
2.7	解説 第17問 解答 肢ウ	内容証明郵便による請求は「催告」（民法153条）に該当する。	内容証明郵便による請求は「催告」（民法150条）に該当する。
2.7	解説 第21問	東京証券取引所では、市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQ（スタンダード及びグロース）の5つの市場区分に関して、2022年4月4日に、プライム市場・スタンダード市場・グロース市場の3つの市場区分へ見直されたため、問題が成立しない。	

【LEC 東京リーガルマインド コールセンター】

TEL:0570-064-464（ナビダイヤル） 平日9:30～20:00 土・祝10:00～19:00 日10:00～18:00